

	日本	欧州 (EPO)	米国
			※単一性の制度が無いため、二以上の発明がある場合に出願人に審査対象となる発明を選択することを要求する「限定要求」の制度について示した。
単一性の要件	二以上の発明が同一の又は対応する特別な技術的特徴を有していることにより、これらの発明が単一の一般的発明概念を形成するように連関している技術的関係にあるときは、発明の単一性の要件を満たす。(特許法第37条、特許法施行規則第25条の8第1項) 「特別な技術的特徴」とは、 <u>発明の先行技術に対する貢献を明示する技術的特徴</u> をいう。(特許法施行規則第25条の8第2項)	1の発明又は単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明の間に1又は2以上の同一の又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係があるときは、単一性の要件を満たす。(欧州特許条約 (EPC) 第82条、欧州特許規則第44条 (1)) 「特別な技術的特徴」という表現は、 <u>クレームされた各発明が全体として先行技術に対して行う貢献を明示する技術的特徴</u> を意味する。	<u>1の国内出願において2以上の独立した別個の発明をクレームすることはできない。</u> ただし、1の発明に関する合理的な数を超えない2以上の種を1の国内出願に関する別個のクレームとして明示してクレームすることができるが、この場合は、クレームされた全ての種にとって属である許可可能なクレームを含んでおり、かつ、一定の記載要件に従うことを条件とする。(米国特許規則1.141) 「独立した」(すなわち、関係がない)は、請求項に記載の二つ以上の発明の間に開示された関係が存在しない、すなわち、設計、動作、および効果においてつながりがないことを意味する。例えば、ある方法と、当該方法の実行に使用することができない装置とは、独立した発明である。(MPEP802.01) 「別個の」は、請求項に記載される発明が設計、動作、又は効果のうちの少なくとも一つにおいてつながりがなく(例えば、実質的に異なる方法によって製造可能であり、あるいは実質的に異なる方法にて使用可能である)、少なくとも一つの発明が残りの発明に対して特許可能である(新規かつ非自明である)場合(従来技術に照らしたときにどちらも特許不可能であってもよい)をいう。(MPEP802.01) 独立しているか、別個の発明であるか否かを判断する際に、先行技術との対比は要求されていない。(平成23年度知財研報告書)
請求項1に特別な技術的特徴 (STF) が無い場合の取扱い	請求項1に係る発明が特別な技術的特徴 (STF) を有しない場合には、発明の単一性を満たすとはいえないが、特許請求の範囲に最初に記載された発明に従属する最初の一系列の発明に最初に発見された特別な技術的特徴 (STF) を有する発明の <u>発明特定事項をすべて含む発明</u> など、一定の条件を満足する発明(資料4の【参考1】を参照。)について、発明の単一性の要件を問わずに審査対象とする。(審査基準第 I 部第2章4. 2)	請求項1に特別な技術的特徴 (STF) が無い場合には、請求項1に従属するすべてのクレームの間に依然として進歩性の連関が存在するか否かについて、注意深く検討する。(欧州特許庁審査便覧F-V,7) 上記検討の際の詳細な手順については、欧州特許規則や欧州特許庁審査便覧に定められていない。実際の運用では、 <u>請求項1の従属項が各々新たな独立項になるとみなし、その独立項間で通常要件(同一の又は対応する特別な技術的特徴 (STF) を有するか否か等)で発明の単一性を満たしているかどうかを判断する。</u> (平成23年度知財研報告書)	
発明の単一性の審査のアプローチ	審査を行った結果、 <u>審査が実質的に終了している他の発明や、特許請求の範囲の最初に記載された発明との間で発明の単一性の要件を満たすか否かが簡単には判別できない発明</u> については、発明の単一性の要件を必要以上に厳格に適用することがないようにする。(審査基準第 I 部第2章4.4(2))	明らかに単一性が欠如する場合と明らかに単一性を有している場合の間にあるケースについては厳格な規則は適用できず、各件についてその論点に基づき考慮すべきであり、 <u>疑義があれば出願人にとって有利な決定とする。</u> (欧州特許庁審査便覧F-V,8)。 例外的に、「事後的」な単一性欠如の場合において、審査官は特に発明同士が概念的に近似していれば、きわめて少ない作業を、費用をほとんどかけずに行うだけで、 <u>完全な調査を行い、調査見解書を作成することができる。</u> この場合、さらなる発明についての調査は、請求の範囲で最初に述べた発明についての調査と共に完結する。(欧州特許庁審査便覧B-VII,2.2) ※単一性の要件を、同一の又は対応する特別な技術的特徴の有無で判断する方法 (STFアプローチ)、及び先行技術に対する課題及びその解決方法に基づく主題の評価によって単一の一般的発明概念を形成するか否かで判断する方法 (SGICアプローチ) の両方があるが、どちらが適用されても判断の結果は同じである。(平成23年度知財研報告書)	審査官が限定要求を発するに当たっては、一定の合理的理由、具体的には、審査負担が深刻であることを示すことが要求される。(MPEP803) 離れた特許分類、技術的に離れた状態、異なる調査分野であると示すことで、審査官に対する深刻な負担が、合理的な疑いを伴って存在する。(MPEP808.02)
発明の特別な技術的特徴を変更する補正の制限	補正前に受けた拒絶理由通知において特許をすることができないものか否かについての判断が示された発明と、補正後の発明とが、発明の単一性の要件を満たす一群の発明に該当するものとなるようにしなければならない。(特許法第17条の2第4項)	補正クレームは、当初にクレームされていた発明又は単一の一般的発明概念を形成する一群の発明と関連していない未調査の主題を対象とすることができず、規則62a又は規則63に従って調査されていない主題を対象とすることもできない。(欧州特許規則第137条 (5))	限定要求の際に選択しなかった発明に補正することや、既に審査済みの発明とは独立した別個の発明に係る請求項に補正することは制限されている。(規則1.145 , MPEP821.03)

(※)「平成23年知財研報告書」とは、平成23年度「発明の特別な技術的特徴を変更する補正及び発明の単一性の要件に関する調査研究」報告書((財)知的財産研究所)のことである。